

岩見沢市農業委員会第12回総会議事録

1. 日 時 令和4年12月26日 月曜日 午後2時52分から
午後3時38分まで

2. 場 所 岩見沢市役所 4階委員会室

3. 出席委員

委 員	杉 村 幸 治	(議席 1 番)
委 員	黒 田 芳 明	(議席 2 番)
委 員	宮 崎 裕 治	(議席 3 番)
委 員	引 頭 一 宏	(議席 4 番)
委 員	高 田 勝 彦	(議席 5 番)
委 員	坂 口 信 幸	(議席 6 番)
委 員	日 笠 和 良	(議席 7 番)
委 員	岩 瀬 孝 雄	(議席 8 番)
委 員	倉 田 真 二	(議席 9 番)
委 員	米内山 裕 子	(議席 10 番)
委 員	宇 井 正 明	(議席 11 番)
委 員	山 田 辰 弘	(議席 12 番)
委 員	尾 田 憲 朗	(議席 13 番)
委 員	西 村 昭 寿	(議席 14 番)
委 員	西谷内 智 治	(議席 15 番)
委 員	戸 田 憲一郎	(議席 16 番)
委 員	長 森 睦	(議席 17 番)
委 員	久 保 智 則	(議席 18 番)
委 員	渡 辺 亮 二	(議席 20 番)
委 員	長 井 孝 之	(議席 21 番)
委 員	池 田 明 博	(議席 22 番)
委 員	坂 野 博 之	(議席 24 番)
委 員	井 川 和 也	(議席 25 番)
委 員	馬 場 広 之	(議席 26 番)
委 員	志賀野 敏	(議席 27 番)
委 員	中 林 強	(議席 28 番)
委 員	川 北 敏 充	(議席 29 番)
委 員	小 倉 和 敏	(議席 30 番)
委 員	近 田 昌 枝	(議席 31 番)
委 員	干 場 克 二	(議席 32 番)

委員	吉成	朗	(議席33番)
委員	森	一男	(議席34番)
委員	佐々木	利夫	(議席35番)
委員	山谷	康雄	(議席36番)

4. 欠席委員

委員	伊藤	俊春	(議席19番)
委員	柿崎	壽恵子	(議席23番)

5. 事務局出席

事務局長	土井	盛慈
事務局主幹	内山	充人
農地係長	森田	佳章
振興係主任	船戸	崇之
農業振興センター担当主査	山田	勝彦

佐々木代理
議 長

只今より、令和4年岩見沢市農業委員会第12回総会を開催いたします。

日程1、議事録署名委員を申し上げます。

議席番号33番吉成委員、34番森委員にお願いいたします。

日程2、会期の決定について、お諮りいたします。本日の付議案件は、報告4件、議案4件となっております。会期は、本日1日と言うことで、ご異議ございませんか。

(無しの声)

異議が無いようでございますので、本日1日に決定いたします。

日程3、報告第1号農業委員会の動向についてであります。

11月26日、栗沢町農業委員OB会定期総会がありました。役員改選があり、会長に松田勝見さんが再任されました。

11月28日、地区別農業委員研修会がありました。内容については水田活用交付金の見直し等であり、各常任委員会委員長や副委員長を中心に14名の方に出席して頂きました。

11月29日から12月1日まで、全国農業委員会代表者集会があり、私が出席しました。年金セミナーや国会議員要請、会長大会等がありましたが、内容については後程説明させて頂きたいと思っております。

12月5日から16日まで、岩見沢市議会第4回定例会本会議がありました。その中で3名の議員さんより農業に関する質問がありました。農業振興ビジョンについて、あるいは水活のこと、酪農畜産対策のこと、米輸出のことについてそれぞれ質問がありました。内容については議会だよりを確認いただきたいと思っております。なお12日・13日については佐々木代理に出席して頂きました。

12月16日、美唄市で農業者年金協議会代議員等研修会があり、26名の方に出席して頂きました。美唄市の農業者年金代議員研修ということであり、ご苦労様でございました。

なお記載されておきませんが、本日午前中に地域農業再生協議会の会議がありました。内容については後程説明させて頂きたいと思っております。

以上で動向報告とさせていただきます。

日程4、報告第2号農業経営基盤強化促進法第19条の規定による農用地利用集積計画の告示についてを上程いたします。説明を求めます。

議長、事務局主幹。

内山主幹。

報告第2号、農業経営基盤強化促進法第19条の規定による農用地利用集積計画の告示について、ご報告いたします。この件については、先月の総会においてご協議をいただき、集積計画を作成することでご承認をいただきました。

議案4ページ別紙1から5ページ別紙2の上段の表に記載の賃貸借関係は、北海道農業公社の農地保有合理化事業による一時貸付で、賃貸借45番外12件の賃借権の設定です。

次に、同ページ下段の表から6ページ別紙3の上段の表に記載の所有権関係は、北海道農業公社の農地保有合理化事業による買い取りで、所有権90番外7件の所有権移転の設定です。

次に、同ページ下段の表から7ページ別紙4の上段の表に記載の賃貸借関係は、一般分で、賃貸借50番外4件の賃借権の設定です。

次に、同ページ下段の表に記載の所有権関係は一般分で、所有権92番外5件の所有権移転の設定です。

以上につきまして、告示第212号で令和4年11月28日に告示したことをご報告いたします。

議 長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。

日程5、報告第3号照会不動産に係る回答についてを上程いたします。説明を求めます。

山田主査
議長
山田主査

議長、農業振興センター担当主査。

山田主査。

報告第3号、照会不動産に係る回答についてをご説明申し上げます。今回の件数は3件で、札幌法務局岩見沢支局登記官からの照会でございます。内容は、照会地の土地の農地性、転用許可の有無、建物建築の制限等、その他参考事項についての照会であります。

まず、総会議案9ページ、照会番号1、文書番号日記第30号、照会年月日令和4年11月9日です。まず、農地性ですが、耕作された形跡がなく、雑草が繁茂しており、非農地の判定をいたしました。次に、転用許可の有無については、昭和50年2月12日付けで農地法第5条の転用許可がされていることを確認いたしております。建物建築の制限は、容積率60%、建ぺい率40%、日影制限ありで、都市計画区域内の、第1種低層住居専用地域となっております。

次に、総会議案11ページ、照会番号2、文書番号日記第37号、照会年月日令和4年12月6日です。まず、農地性ですが、耕作された形跡がなく、雑草が繁茂しており、非農地の判定をいたしました。次に、転用許可の有無については、昭和57年9月24日付けで農地法第5条の転用許可がされていることを確認いたしております。建物建築の制限は、容積率200%、建ぺい率60%、日影制限ありで、都市計画区域内の、第2種中高層住居専用地域となっております。

次に、総会議案13ページ、照会番号3、文書番号日記第38号、照会年月日令和4年12月7日です。まず、[] についての農地性ですが、耕作された形跡がなく、砂利が敷かれており、非農地の判定をいたしました。転用許可は無いものと確認しております。次に、[] についての農地性ですが、耕作された形跡がなく、農機具格納庫が建築されており、非農地の判定をいたしました。転用許可については、[] について昭和54年2月16日付けで農地法第4条の転用許可がされていることを確認いたしております。建物建築の制限は、容積率100%、建ぺい率50%、日影制限なしで、都市計画区域内の、用途地域指定はないものとなっております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。

日程6、報告第4号現況証明書の交付についてを上程いたします。説明を求めます。

森田係長
議長
森田係長

議長、農地係長。

森田係長。

総会議案15ページ、報告第4号現況証明書の交付について、ご説明いたします。今回の願い出件数は岩見沢地区1件です。

総会議案16ページ、整理番号1番です。申請地は、宅地として利用しているとの内容で、調査しましたところ、申請地は昭和31年7月1日、木造亜鉛メッキ鋼板葺平家が建築されていることを、固定資産課税台帳により確認し非農地として証明いたしました。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。次に審議に入り

ます。

日程 7、議案第 1 号農地法第 6 条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告についてを上程いたします。説明を求めます。

船戸主任
議 長
船戸主任

議長、振興係主任。

船戸主任。

それでは、総会議案 18 ページ、議案第 1 号 農地法第 6 条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について、ご説明申し上げます。

議案 19 ページ、別紙 1 の整理番号 1 番から 5 番について、調査書のとおり、全ての要件を満たすものと認められます。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。

日程 8、議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてを上程いたします。説明を求めます。

森田係長
議 長
森田係長

議長、農地係長。

森田係長。

それでは、総会議案 20 ページ、議案第 2 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。今回の申請件数は 5 件で、内訳につきましては、所有権移転の設定が 2 件、使用貸借権の設定が 3 件でございます。

総会議案 21 ページ、整理番号 1 番に記載の譲渡人は、高齢となり耕作困難なことから、所有する農地を近隣農業者へ有償で譲り渡すもので、譲受人は、申請地を有償で譲り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。価格は、
です。なお、申請地は 12 月 8 日に吉成委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

次に、総会議案同ページ、整理番号 2 番に記載の譲渡人は、離農するため所有する農地を近隣農業者へ有償で譲り渡すもので、譲受人は、申請地を有償で譲り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。価格は、
です。なお、申請地は 12 月 8 日に宇井委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

次に、議案 22 ページ、整理番号 3 番に記載の貸主は、自身が所有する農地を使用貸借権の設定により貸し付けるもので、借主は、後継者として農業に従事しており、申請地を無償で借り受け、農業経営を開始するものです。なお、申請地は 12 月 8 日に中林委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

次に、議案 23 ページ、整理番号 4 番に記載の貸主は、自身が所有する農地を使用貸借権の設定により貸し付けるもので、借主は、後継者として農業に従事しており、申請地を無償で借り受け、農業経営を開始するものです。なお、申請地は 12 月 8 日に杉村委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

次に、議案 24 ページ、整理番号 5 番に記載の貸主は、自身が所有する農地を使用貸借権の設定により貸し付けるもので、借主は、後継者として農業に従事しており、申請地を無償で借り受け、農業経営を開始するものです。なお、申請地は 12 月 8 日に杉村委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

以上説明いたしました案件につきましては、調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと認められますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

議 長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。

日程9、議案第3号農地移動適正化あっせん事業によるあっせん申し出についてを上程いたします。この件につきましては、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、農用地利用集積計画の作成を岩見沢市長に対し要請するものです。あっせん申し出につきましては、地区常任委員会を開催した結果、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとのことですので、その内容について各常任委員長より説明をお願いいたします。

最初に第1地区ですが、ここで、[]の議事参与を制限します。

それでは、総会議案32ページ、使用貸借6番について説明をお願いいたします。黒田常任委員長。

黒田委員長

第1地区常任委員会より、使用貸借6番についてのみ、先にご説明いたします。

議案32ページから33ページ、使用貸借6番の貸主は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため農地を貸し付けるもので、借主は、農地を借り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

議長

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。ここで、[]の議事参与の制限を解除します。

それでは、第1地区の残りの案件について説明をお願いいたします。黒田常任委員長。

黒田委員長

それでは、残りの案件について、ご説明いたします。

議案26ページから29ページ、貸借63番から66番の貸主は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため、引き続き農地を貸し付けるもので、借主は、引き続き農地を借り受けて、経営の安定を図るものです。

次に、議案30ページから31ページ、使用貸借4番から5番の貸主は、高齢で後継者もなく耕作が困難等のため、引き続き農地を貸し付けるもので、借主は、引き続き農地を借り受けて、経営の安定を図るものです。

議長

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。黒田常任委員長は自席にお戻りください。

次に第2地区の説明をお願いいたします。馬場常任委員長。

馬場委員長

第2地区常任委員会より、ご説明いたします。

議案34ページ、貸借67番の貸主は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため、農地を貸し付けるもので、借主は、隣接する農地を借り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

次に、議案35ページ、貸借68番の貸主は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため、引き続き農地を貸し付けるもので、借主は、引き続き農地を借り受けて、経営の安定を図るものです。

次に、議案36ページから37ページ、所有権104番から105番の譲渡人は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため、貸し付けている農地を譲り渡すもので、譲受人は、借り受けている農地を譲り受けて、経営の安定を図るものです。

議長

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。馬場常任委員長は自席にお戻りください。

次に第4地区の説明をお願いいたします。西谷内常任委員長。

西谷内委員長 第4地区常任委員会より、ご説明いたします。

議案38ページ、所有権106番の譲渡人は、離れ地で耕作が不便な農地を譲り渡すもので、譲受人は、隣接する農地を譲り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

次に、議案39ページ、所有権107番の譲渡人は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため農地を譲り渡すもので、譲受人は、農地を譲り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。西谷内常任委員長は自席にお戻りください。

次に第6地区の説明をお願いいたします。干場常任委員長。

干場委員長 第6地区常任委員会より、ご説明いたします。

議案40ページ、賃貸借69番の貸主は、体調不良により耕作が困難なため農地を貸し付けるもので、借主は、農地を借り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

次に、議案41ページ、賃貸借70番の貸主は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため農地を貸し付けるもので、借主は、農地を借り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。干場常任委員長は自席にお戻りください。

次に第7地区の説明をお願いいたします。宇井常任委員長。

宇井委員長 第7地区常任委員会より、ご説明いたします。

議案42ページから43ページ、賃貸借71番から72番の貸主は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため引き続き農地を貸し付けるもので、借主は、引き続き農地を借り受けて、経営の安定を図るものです。

次に、議案44ページ、賃貸借73番の貸主は、遠隔地に居住し耕作が困難なため、引き続き農地を貸し付けるもので、借主は、引き続き農地を借り受けて、経営の安定を図るものです。

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。宇井常任委員長は自席にお戻りください。

日程10、議案第4号、農地中間管理機構による農用地の買入協議要請についてを上程いたします。説明を求めます。

内山主幹 議長、事務局主幹。

議 長 内山主幹。

内山主幹 議案第4号、農地中間管理機構による農用地の買入協議要請についてご説明いたします。

議案46ページ、整理番号1番から3番の土地所有者によるあっせん申し出につきましては、農地中間管理機構である公益財団法人北海道農業公社が、特例事業として実施する農地保有合理化事業に採択される必要性がありますことから、岩見沢市長に対し、農業公社へ農用地の買入協議の通知を行うように要請するものでございます。事業区分といたしましては、全て5年貸付タイプへの参加申込を予定しております。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。

次に、その他ですが、ご質問・ご意見等ございませんか。

倉田委員長

農政委員会より、「いわみざわ農業委員会だよりNo.18」の発行について報告いたします。

今年度、計3回にわたり農政委員会を開催し、内容を精査してまいりました。お手元に配付した農業委員会だよりの冊子をもとに、ご説明いたします。ページ数は、6ページとなっております。主な内容といたしましては、市長への「意見・要望書」提出の様子、農業者年金新規加入者数の結果、全国農業新聞の記事、農業委員の改選について、などを盛り込んでいます。また、詳細につきましては、ページごとに説明させていただきます。

まず表紙ですが、令和4年1月4日共用開始となりました市役所新庁舎及び、新庁舎での総会の様子をのせています。

次に2ページですが、上段は山谷会長のあいさつ、下段は農業委員会組織の名簿をのせ、新年のご挨拶としております。名簿には前回同様、各地区常任委員会ごとに委員全員の名前をのせました。

3ページは、市長への「意見・要望書」提出のページです。令和4年1月22日に、山谷会長から松野市長へ、7項目からなる意見・要望書を提出した時の様子と、その内容についてのせております。

4ページは、農業者年金のページです。昨年度の農業者年金新規加入者数の結果と年金加入のPR、下段は、令和4年10月7日号の全国農業新聞に、佐々木代理の息子さん夫婦が掲載されましたので、その記事をのせています。

5ページは、提出書類の周知等を記載しております。

最後の6ページは、上段に農業委員の改選についてのせており、中段に農地パトロールをのせています。以上が冊子の内容でございます。

農家の皆様への配布は、毎年、いわみざわ農協及び峰延農協にご協力をお願いしており、既に依頼を終えております。年明けのJA広報配付と同時に各戸配付される予定になります。また、市役所、各支所、JA、改良区、共済組合、観光協会等関係する機関に、十数部程度、置いてもらうことにしており、市ホームページにおいても前回に引き続き掲載いたします。

以上で、「いわみざわ農業委員会だよりNo.18」の発行について、農政委員会からの報告といたします。

議長

次に、来月1月の総会ですが、1月30日(月)午後3時00分から、市役所4階委員会室で開催いたします。

以上を持ちまして、本日の総会を終了いたします。